

滋賀大学

学生の国際交流に関する危機管理対応マニュアル (学生用)

<目次>

第1章	はじめに	1
第2章	海外生活の心得	2
第3章	渡航前の実施事項	4
第4章	渡航後の実施事項	11
第5章	緊急時の通報・連絡体制	12
第6章	海外で想定される危機とその対策	16
第7章	家族の心構え	21
第8章	帰国時の対応	23
第9章	付録	25

第1章 はじめに

1. 本マニュアルの目的

本マニュアルでは、海外で滋賀大学の学生に関する危機が発生した場合の対応方針や体制に加えて、学生それぞれが理解しておくべき基本事項を掲載しています。海外に渡航する学生は、本マニュアルを熟読し、内容を遵守して行動してください。

2. 本マニュアルの位置付け

滋賀大学の危機管理については、「リスク管理ガイドライン」及び「リスク管理基本マニュアル」に体制や基本的な対応ルールが定められています。本マニュアルは、「リスク管理ガイドライン」の下位に位置づけられ、海外に渡航する学生に関する危機に特化したものです。本マニュアルに記載のない事項については、前記のガイドライン等を参照してください。

3. 基本方針

- (1) 海外へ渡航中の学生は、自身の生命の安全を最優先に行動する。
- (2) 海外へ渡航中の学生は、滋賀大学が定める諸規程および本マニュアルの内容を遵守し、必要な安全対策に努める。
- (3) 滋賀大学は、学生および教職員が海外において安全な生活を確保するために、最大限サポートする。

4. 適用範囲

本マニュアルは、留学・研修等学業を目的として、大学の許可の下に海外に渡航するすべての学生に適用します。また、私事渡航においても、本マニュアルに準じた判断を強く推奨します。

第2章 海外生活の心得

渡航先での危険を回避するための心得として、すべての局面で必ず遵守してください。

1. 「自分の身は自分で守る」という意識をもつ

海外留学は有意義な経験になる反面、事件・事故や自然災害による被害を受ける可能性もあります。リスクを避け、また被害を最小限にとどめるため、安全対策を意識することが重要です。前もって情報を集めることにより、危機の回避や被害の軽減に努めましょう。海外に渡航する学生は、自分の身は自分で守る意識を持って事前準備を行ってください。また、海外渡航の形態・目的に関わらず、常に日本で在籍する「滋賀大学の学生」として自覚を持ちながら、言動に留意してください。

2. 危険に関する情報を収集する

同じ危機に関する情報でも、渡航前に国内で入手できる情報と、現地で入手できる情報には、質・量の両面で差があります。不確かな情報に惑わされることなく、最新の正しい情報に基づいて、冷静に行動することが大切です。そのためにも「第9章 付録 2. 情報収集先一覧」などから信頼できる情報を収集し、適切な判断の材料とすることが大切です。

3. 現地の法律を守り、歴史や宗教、文化、風習を理解し尊重する

日本では当たり前の行動が、現地では不適切であったり、違法となるケースがあります。また、現地の歴史や宗教、文化、風習をよく理解し尊重することも、危険回避のために重要です。事前によく調べて理解を深めておきましょう。

■気をつけるべきポイント

事項	留意すべき点
危険薬物使用・所持	理由の如何に関わらず、死刑や無期懲役などの厳罰が科せられる国・地域がある。また、海外から日本への薬物の持ち込みも犯罪行為となる。
飲酒	公共の場での飲酒が禁じられていたり、飲酒に関する年齢制限も日本と異なることがある。
写真・ビデオ撮影・言動	スパイ行為とされたり、許可のない撮影や現地の文化等にそぐわない言動が違法行為となる場合がある。SNS への投稿内容等にも注意を要する。
禁制品	国により規制が異なるため、アルコールや植物などの持込は注意を要する。
歴史	その国独自の歴史観や日本との歴史的問題が存在することがある。
宗教	多くの宗教には、忌避事項がある。例えば、服装。特に宗教施設を訪問する際は、肌を露出しない服装を心がける。
在留資格	留学ビザによるアルバイト等が厳しく制限されることがある。
政治	政治的に不安定な地域では、不用意な言動や服装等に留意する。公の場で特定の政党などについてコメントすることや政党カラーの色の服を着て外出することは控える。
性暴力・性犯罪	性に関する慣習や規範は国や地域によって大きく異なるため、誤解が生じないように、渡航先の慣習や規範を十分に調べておく必要がある。また、ハラスメントにあった場合は、相手大学の渡航プログラム担当者や引率教員などの信頼できる人物へ相談をする。性犯罪にあった場合は、医療機関及び警察に相談し、日本大使館（以下、日本国籍以外の学生は、「日本大使館」を「母国の大使館」と読み替える）や総領事館に支援を求める。

■加害者にならない

被害を受けないとともに加害者とならないよう努めることが重要ですが、万が一、逮捕・拘禁された場合は、日本大使館や総領事館に連絡しましょう。本人が希望すれば領事との面会や連絡が可能です。「第6章 海外で想定される危機とその対策」を参照してください。

4. 自分の健康上の特徴を認識しながら、新しい環境に対応する

現地の気候や食生活は、日本と異なることが多く、現地生活に合わせた体調管理を行う必要があります。自分に出やすい症状を把握し、発症した場合にはどのように対処すべきかを把握しておきましょう。常備薬はもちろんですが、現地で信頼のおける医療機関の所在地・連絡先は事前に調べておきましょう。

また、地域によっては大気汚染が深刻です。マスクを用意する、常備薬を持参する、予め医師からアドバイスを得るなどの対策を講じておきましょう。

5. 現地で有効な危機回避行動を習得する

現地の危険ポイントについて、現地の人々がどのように認識し、行動しているのかを把握し、危険を回避するよう努めましょう。渡航先のオリエンテーションなどで現地の危険情報が提供される場合もありますが、できる限り早いうちに、関係者に聞くなどして危険情報を得てください。

また、必要以上に現地の人と比べて派手な服装・装飾品を身につけることは慎んでください。露出度の高い服装や、シャツのプリント文字が、現地の人々の反感を買うようなメッセージを発していないかを客観的に見てください。また、日本人同士で集まって騒ぐなどの行為は厳に慎んでください。「ロー・プロファイル(目立たない)」に徹することが、危険回避の大原則です。

6. 常に自分の所在を明らかにし、連絡がとれるようにする

渡航先では、有事に備えて常に家族や滋賀大学、渡航先の関係者、現地の在外公館と連絡がつく状態を作っておいてください。

渡航先で大規模災害やテロなどが発生したときに、滋賀大学は、電話連絡等の手段ですぐに皆さんの安否確認を行います。

滞在が3ヶ月以上になる場合は、渡航後すぐにその地域管轄の日本大使館・領事館へ「在留届」を必ず提出してください。「在留届」を在外公館に届けることにより、万が一、事件、事故、災害などに巻き込まれた際、日本大使館・領事館の援護（安否確認や緊急国外退避など）の対象として認識されます。「在留届」に関する詳細は、「第4章 渡航直後の実施事項 3. 外務省関係手続き」を確認してください。

7. 見知らぬ人を安易に信用しない

渡航直後など、現地に慣れず不安のあるうちは、親切そうに笑顔で近づいてくる人に対して警戒心が緩む傾向があります。しかし、そうした学生は犯罪の絶好のターゲットになってしまいます。世界中には日本ではあまり考えられない様々な被害例（偽ガイド、偽装警官、ぼったくりバー、いかさま賭博、カード詐欺、睡眠薬強盗など）があります。見知らぬ相手の安易な誘いの言葉に乗らないように注意してください。

また安易に自分の個人情報了他者に与えないように注意してください。仮に留学先のキャンパス内で出会った相手であっても、大学関係者や学生とは限りません。

8. 家族には定期的に連絡をする

学生のみなさんが海外へ渡航している間、本人以上に日本で待つ家族が不安を感じたり、身の安全を心配しているケースが少なくありません。

海外での生活では、たとえ学生本人が特に身の危険や不安を感じたりしなくとも、現地到着時や帰国時以外にも定期的に日本で待つ家族へ連絡を行うよう心がけてください。

第3章 渡航前の実施事項

海外への渡航が決まったら、次の手順で渡航までに必要な事項の準備を行ってください。

1. オリエンテーションへの参加

大学主催の海外研修・留学等では、事前にオリエンテーションを行います。海外研修・留学に渡航予定の学生は、各渡航プログラムごとに案内されたオリエンテーションに必ず参加してください（オリエンテーションに参加しなかった場合には、研修・留学への参加が認められないことがあります）。

2. 渡航前の安全対策

説明会やオリエンテーションの内容を踏まえ、渡航先での安全を確保するために、次の準備を行うようにしてください。

(1) 健康管理

- ① 持病やアレルギー等がある方は、渡航期間中に必要な分量の薬を処方してもらい、渡航先に持参してください。
- ② 健康状態のチェック（滋賀大学保健管理センターへの相談や健康診断）を受けてください。
- ③ 現地でかかり易い病気がないか、外務省及び厚生労働省検疫所のホームページを確認してください。
外務省の「渡航関連情報（世界の医療情報）」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>)
厚生労働省検疫所（海外渡航のための感染症情報）(<http://www.forth.go.jp/useful/vaccination.html>)
- ④ 渡航先に応じて、感染症予防のための予防接種を行ってください。そのため、早めに接種計画について滋賀大学保健管理センターに相談してください。なお、渡航先によっては、入国時にワクチン予防接種済み証明書の提出が求められることがあります。
- ⑤ 渡航前の体調の維持・管理には十分留意してください（発熱などの症状がある場合、入国が認められないケースがあります）。

(2) 防犯対策

防犯ブザーなどの防犯用品を購入しておいてください。

(3) 情報収集

危険予防の基本は、リスク情報の収集とそれに基づいた適切な準備です。「第9章 付録 2. 情報収集先一覧」から渡航前に必要な情報を収集しておいてください（渡航先でも、常に情報収集を心がけてください）。

(4) 緊急連絡先の確認

滋賀大学や引率教職員、その他渡航先施設等の緊急連絡先を確認の上、「第9章 付録 1. 緊急時通報先一覧手持ちメモ」に記入し、本マニュアルとあわせて渡航先に持参してください。滋賀大学の緊急連絡窓口は、「第5章 緊急時の通報・連絡体制 1. 危機の報告窓口および報告ルート」に記載があります。

3. 大学での事務手続き

渡航先や渡航期間など詳細が決まったら、海外渡航届を以下のフォームから提出してください。

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=ng6GRk-4QUGHd9AB1-mgZix6z3Upa1BBmg9e1gF-SANUREczNk9NVTU3WDJBNjRUMUhBTvVFRkhWmi4u>



4. たびレジ登録

海外に3ヶ月未満滞在する日本人は「たびレジ」へ登録してください。これは、災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避の手配などの連絡・保護が在外公館から受けられるようにするためであり、外務省の専用サイトで登録ができます。

■たびレジの登録方法

	方法	注意事項	備考
ウェブサイト経由	下記の専用サイトで登録 外務省 ORRnet  http://www.ezairyu.mofa.go.jp/	電子メールアドレスが必要。 渡航日が決定してからの登録となる。	

5. 海外旅行保険の手配

(1) 海外旅行保険の必要性

海外で入院・手術が必要となった場合には、医療費が非常に高額になるケースが多くみられます。医療施設・水準が十分でない国では、国外への緊急移送が必要となる場合もあります。渡航先での思わぬ危機に備えるために、必ず海外旅行保険に加入してください。

(2) 補償内容の確認

補償内容は必ず確認し、補償対象の事由と免責事由を把握しておいてください。また、家族にも補償内容を伝えておいてください。

(3) 渡航先での保険

渡航先の教育機関が現地での保険の加入を義務付けている場合は、その案内に従ってください。

6. 航空券の手配

個人で航空券を手配する際には、トランジットでの入国審査時間、飛行機の遅延や入国手続きなどの時間を考慮し、時間的に十分余裕のある便を選択してください。また、現地の空港から目的地までの移動手段や時間も考慮に入れ、夜遅くに到着する便は出来る限り避けましょう。

7. 渡航前の各種準備

(1) 家族や関係者への連絡

家族（緊急連絡先）や下宿の大家さんなどに、旅程表、緊急時の現地連絡先、国内連絡先、滋賀大学の連絡窓口などを知らせてください。

(2) 留守中の住居

一人暮らしの場合は、住宅関連の手続き・安全（電気・ガス・水道の元栓の確認、家賃の支払い、窓・ドアの施錠など）をしっかりと確認してください。

渡航が長期に及ぶ場合は、役所での海外移転に関する手続き、公共サービス（電気・ガス・水道・電話）や新聞、インターネットプロバイダ契約などを一時停止するといった対応を忘れないようにしてください。また郵便物の転送届も郵便局に出しておく必要があります。

これらの手続きには期間に余裕をもって行ってください。

(3) 荷造り

主な持ち物を「機内持込」と「預け荷物」に分けると便利です。また、快適で円滑な渡航とするため、不要なものや代替可能なものは持たずに、軽量化を図ってください。

荷物種別	具体例		備考
機内持込 荷物	貴重品などは手荷物として機内に持ち込む	貴重品	パスポート、航空券、現金(日本円、米ドルなど)、クレジットカード、海外旅行保険証券、旅程表、研修資料、顔写真(パスポート再発行用・証明書用)、パソコン、常備薬など
		その他	本マニュアル、緊急連絡カード、筆記用具、手帳など ※手帳には、パスポート番号・発行年月日・期限、日本の住所、宿の名前と住所などを記しておくことと便利。
預け荷物	手荷物以外は預け荷物に入れる	パスポート、航空券、現金などの貴重品を預け荷物に入れないこと。	持込不可のもの ・火気(ライターなど) ・鋭利なもの(爪切り、ナイフ、はさみなど) 持込制限 ・液体状のもの 紛失時に備え、「機内持込」と「預け荷物」には、名前と連絡先を明記する(タグを付けるなど)※

※ 紛失時に備えた対策ですが、荷物などにタグなど自分の名前が分かるものを付けたままでいると、名前を読み取られて、思わぬ被害に遭いかねません。荷物受取後は速やかに外してください。

被害例：空港出口でタグに記載された名前を読み取られ、あたかも旅行代理店から派遣されたように装う等して、旅行者を仲間の違法タクシー(いわゆる「白タク」)運転手のところに案内して乗車させ、降車時に法外な金額を請求する。

8. 出発当日の注意事項

(1) 集合について

集合時間は前もって確認しておき、当日は、空港までの道路混雑や公共交通機関の遅延を見越して、時間にゆとりを持って行動してください。

個人の場合は、飛行機出発前の2時間以上前までに空港に到着するようにしてください。団体の場合は指定された集合時間に余裕を持って到着するようにしてください。なお、現地までの航空機を学生自身で手配した場合、当該フライトの遅延・中止が発生した際は速やかに国際交流課に連絡を行ってください。

(2) 空港において

■チェックイン手続き

- ① 団体の場合は、集合確認と引率者からの注意事項の説明を受けたあと、適宜各自でチェックインの手続きをします。パスポートと航空券を用意してください。
- ② カウンター入口で「預け荷物」のX線検査を受けます。
- ③ カウンターに並び、順番がきたら航空券とパスポートを提示します。座席のリクエストがあれば早めに教えてください。
- ④ 「預け荷物」をベルトコンベアに乗せます。最終目的地でのタグが取り付けられます。ロストバゲージ（到着空港で荷物が出てこない）を防ぐために、ここで渡される半券に記載された最終目的地が間違っていないかを必ず確認してください。
- ⑤ パスポート、航空券、搭乗券（ボーディングパス）を受け取り、カバン等に確実にしまった後にチェックインエリア外に出ます。

■セキュリティ検査（ベルトや時計など金属類は身につけないで検査を受ける）

- ① 出発口のセキュリティ検査場に行きます。列が進む途中で「搭乗券」の提示が求められるので、あらかじめ用意しておきましょう（昨今の海外情勢を受け、空港でのセキュリティチェックが厳しくなっており、時間がかかる傾向にあります）。
- ② パソコンや化粧品等の液体は別にし、ゲート手前で取り出し、預け荷物とは別に検査を受けます。
- ③ 荷物（特に財布、携帯電話などの貴重品）を間違えて他人に持って行かれないように注意を払いましょう（同様に他人の荷物も持っていかない）。
- ④ パスポートと搭乗券を用意して、出国審査のカウンターに並び審査を受けます。
- ⑤ 出発ゲートの待合場所へ移動します。公衆電話やトイレ、売店があります。搭乗のアナウンスがあるまで待機します。

(3) 飛行機内において

- ① 席に座っているときは常にシートベルトを締めてください。
- ② 長時間同じ姿勢のまましていると、エコノミークラス症候群が発症しやすくなります。こまめに水分を摂り、軽い屈伸運動をするとよいでしょう。
- ③ 酔いやすくなりますので、アルコール類は控えてください(未成年の飲酒は厳禁)。
- ④ 電波を発する電子機器（携帯電話など）は乗務員の案内に従って、機内モードなどの電波を発しない状態にするか、電源を切ってください。電波を発していない機器（デジタルオーディオなど）については使用可能ですが、離着陸時の使用は禁止されています。
- ⑤ 着陸してから航空機が停止するまでは席を立たないようにしましょう。頭上の収納スペースから荷物が滑り落ちてくる場合があります(他人が開けているときも同様です)。

(4) 目的地の空港において

- ① 手荷物など忘れ物がないことを確認してから、航空機を降ります
- ② 「arrival」あるいは「immigration」のサインを目指して進みます。

- ③ パスポート、入国書類を手に入国審査カウンターに並びます。
 - ④ ターンテーブルに移動し「預荷物」を回収します。この時、荷物が汚損していたり、ロストバゲージに遭ってしまった場合は、窓口に出しましょう。
 - ⑤ 税関で入国書類とパスポートを提示します。なお、税関で申告書を記載することとなりますが、記載内容に誤りがあると罰金等が科される可能性があるため、特に注意しましょう。
- ※ ロストバゲージに遭った場合、荷物を預けた際に貰う半券を持って、バゲージ・クレームエリア(ターンテーブル付近の各航空会社の窓口)へ行き申請します。書式があるので、名前や連絡先(滞在ホテル)、半券の番号、無くなった荷物の形状、色や特徴などを記入し、係員にいつ荷物が手元に届くのかなどを確認しましょう。その後、保険会社に連絡をしてください。ロストバゲージや飛行機の遅延等のトラブルを想定して、一泊分の下着は機内に持ち込んでおくといいでしょう。

9. その他注意事項

(1) 金銭管理

お金は、クレジットカードで支払える場合も多いですが、小さな出費は現金がないと不便です。また長期滞在の場合には、銀行口座が便利ですが、開設までにしばらくの時間を要します。

① 現金

キャッシュレスが進んでいると言われる国でも、現金をある程度持っている必要はあります。ただし、多額の現金を持ち歩くのは危険です。

② クレジットカード

クレジットカードは、買い物や現地通貨のキャッシングにも使用できます。多額の現金を持ち歩かずに済むため便利です。カードは、VISA やMaster など国際提携カードが安心です。

キャッシングには、暗証番号が必要であり、また一度に引落せる金額などに制限があるため、事前に発行会社に確認しておいてください。現地で現金を引き出すと、翌月には日本の銀行口座から円に換算した額が引き落とされます。

■クレジットカードを使うときの注意

- ・暗証番号に分かりやすい番号は使わない（例：誕生日など）
- ・紛失の際の連絡先や、カード番号を控えておく
- ・カード番号を絶対に他人に教えない
- ・信用できる店以外では使わない
- ・カード使用の際は、サインをする前に金額が間違っていないか、通貨の単位が記入されているかをしっかりと確認し、控えを必ず受け取る
- ・現金のキャッシングを行う際には、周りに不審な人物がいないか十分に注意する

③ 送金

長期滞在のときは、渡航先で銀行口座を開設し、日本の家族から送金してもらう方法があります。

日本の外国為替取扱金融機関から、文書扱いで1週間～10日、電信なら即日送金可能です。手数料は利用銀行や金額で異なりますが、通常2,000円～5,000円程度です。日本からの送金には、送金先の銀行についての詳しい情報が必要になりますので、あらかじめ日本の銀行で確認しておき、送金先の銀行の支店名、住所、銀行コードや口座番号に加え、他に必要な情報を調べておきましょう。郵便局からの送金では、手数料は安いですが、10日以上かかることがあります。手続きは余裕を持って行ってください。

④ 銀行口座の開設

長期滞在の場合は、現地に到着したらできるだけ早めに口座を開きましょう。多額の現金を持っていることは危険です。また日本からの送金や、大学によっては学費の支払いなどにも口座が必要です。口座は大学近辺の銀行がよいでしょう。近いほうが便利ですし、学生の取り扱いに慣れています。どの銀行がよいかは、大学関係者に聞いてみてください。口座開設には、パスポートだけでなく、住民登録のコピーなども必要となることがあります。いずれにしても、銀行窓口にて手続き方法を確認してください。

⑤ 小切手

米国では小切手が広く普及しており、個人の支払いに小切手がよく使われます。銀行に口座を開設すると、キャッシュカードや小切手を渡されます。一方欧州では、小切手を使うフランス、あまり使わないドイツなど、国により事情が異なります。小切手に慣れるまでは、記入方法などに注意して使いましょう。

(2) パスポート、ビザ（査証）、外国人登録

パスポートは渡航前に必ず有効期間と査証欄の余白の確認を行ってください。不足している場合には、必ず渡航前に更新申請を行ってください。

外国への入国の際、パスポートの他にビザを必要とする国があります。ビザを必要とする国の条件は、目的や期間によって異なるので、渡航先の国について調べておく必要があります。ビザは渡航先の国の大使館または領事館へ申請するのが原則です。国によっては取得に時間がかかる場合もありますので、申請に必要な書類をそろえる時間も考慮しておく必要があります。また、渡航期間が一定の長期間となる場合は、渡航先の国で外国人登録をする必要があります。申請に必要な書類を渡航前に用意しておいてください。

(3) お土産

渡航先でお世話になるホストファミリー等の重要な関係者には、お土産を持っていくなどの気配りをしましょう。

お土産は高価なものである必要はありません。日本的なものが喜ばれるようです。なお、食品等は検疫でチェックされる可能性もありますので、留意してください。また、国や地域によってはタブーとされる物もあるため、渡航先の文化等を調べたうえで、お土産を選ぶようにしましょう。

第4章 渡航後の実施事項

1. 大学への到着連絡

渡航先の空港に到着したら、速やかに渡航プログラム担当部局（渡航プログラムによらない渡航の場合は、国際交流課）へ無事に到着した旨を連絡してください（引率者がいる場合は、渡航プログラム担当部局への連絡は引率者が行います）。

2. 大学への所在連絡

海外渡航中、必ず滋賀大学が所在を把握できる様に適宜連絡をしてください。また、毎月「海外からの定期報告」をメールにてご連絡しますので、必ず期日までに Forms より回答してください。

3. 渡航先大学の危機管理体制の把握

留学先大学でのオリエンテーションには必ず参加し、緊急時の対応ルールを把握してください。また、留学先等の関係者に緊急時の大学の連絡窓口を知らせておいてください。


4. 外務省関係手続き

旅券法で海外に3ヶ月以上滞在する日本人は、「在留届」を日本大使館または総領事館に提出することが義務付けられています。また、3ヶ月未満滞在する場合は「たびレジ」へ登録してください（両者とも、同省の専用サイトで、提出・登録が可能）。これは、災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避の手配などの連絡・保護が在外公館から受けられるようにするためです。たびレジは渡航が決まったら出国前に行うのが基本ですが、もし忘れてしまったら渡航後でも登録しましょう。

■たびレジの登録方法

	方法	注意事項	備考
ウェブサイト 経由	下記の専用サイトで登録 外務省 ORRnet http:// www.ezairyu.mofa.go.jp/ 	電子メールアドレスが必要。渡航日が決定しからの登録となる。	

■在留届の提出方法

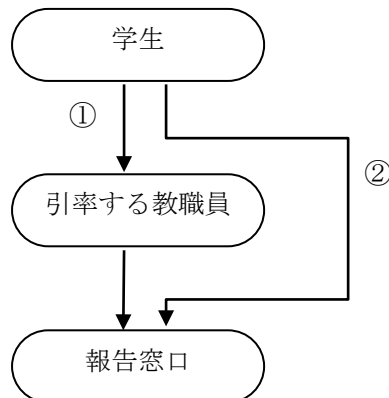
	方法	注意事項	備考
ウェブサイト 経由	下記の専用サイトで登録 外務省 ORRnet http://www.ezairyu.mofa.go.jp/ 	電子メールアドレスが必要。渡航先に実際に居住してからの届出となる。（渡航前には届出できない）	住所変更や、「帰国届」の提出も行うことが可能。
窓口 持参	<p><用紙の入手方法></p> <p>[日本国内]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県の旅券窓口で入手 外務省 HP から用紙（PDF）をダウンロード http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf 外務省音声自動応答システムにアクセスして FAX で入手（03-5501-8490） <p>[渡航先]</p> <p>渡航先の最寄の在外公館窓口で入手</p> <p><提出方法></p> <p>渡航先の在外公館の窓口を持参、または郵送か FAX</p>	住所変更や、「帰国届」も全て用紙記入による届出となる。	

第5章 緊急時の通報・連絡体制

1. 危機の報告窓口および報告ルート

海外渡航中に危機を認知した場合、以下の手順で対応してください。

学生	①危機を認知した場合、速やかに引率の教職員に連絡を行う。 ②引率の教職員が不在の場合や同行していない場合、以下の報告窓口に連絡を行う。
教職員	危機を認知した場合、または学生より報告を受けた場合、以下の報告窓口に連絡を行う。



報告窓口は以下のとおりです。また、報告した危機の情報は、大学からの指示がない限り、他者に漏らさないよう注意してください。

滋賀大学国際交流課

代表：0749 - 27 - 1430 [平日 8 : 45～17 : 30 の間 (日本時間)]
E-mail : kokusai@biwako.shiga-u.ac.jp

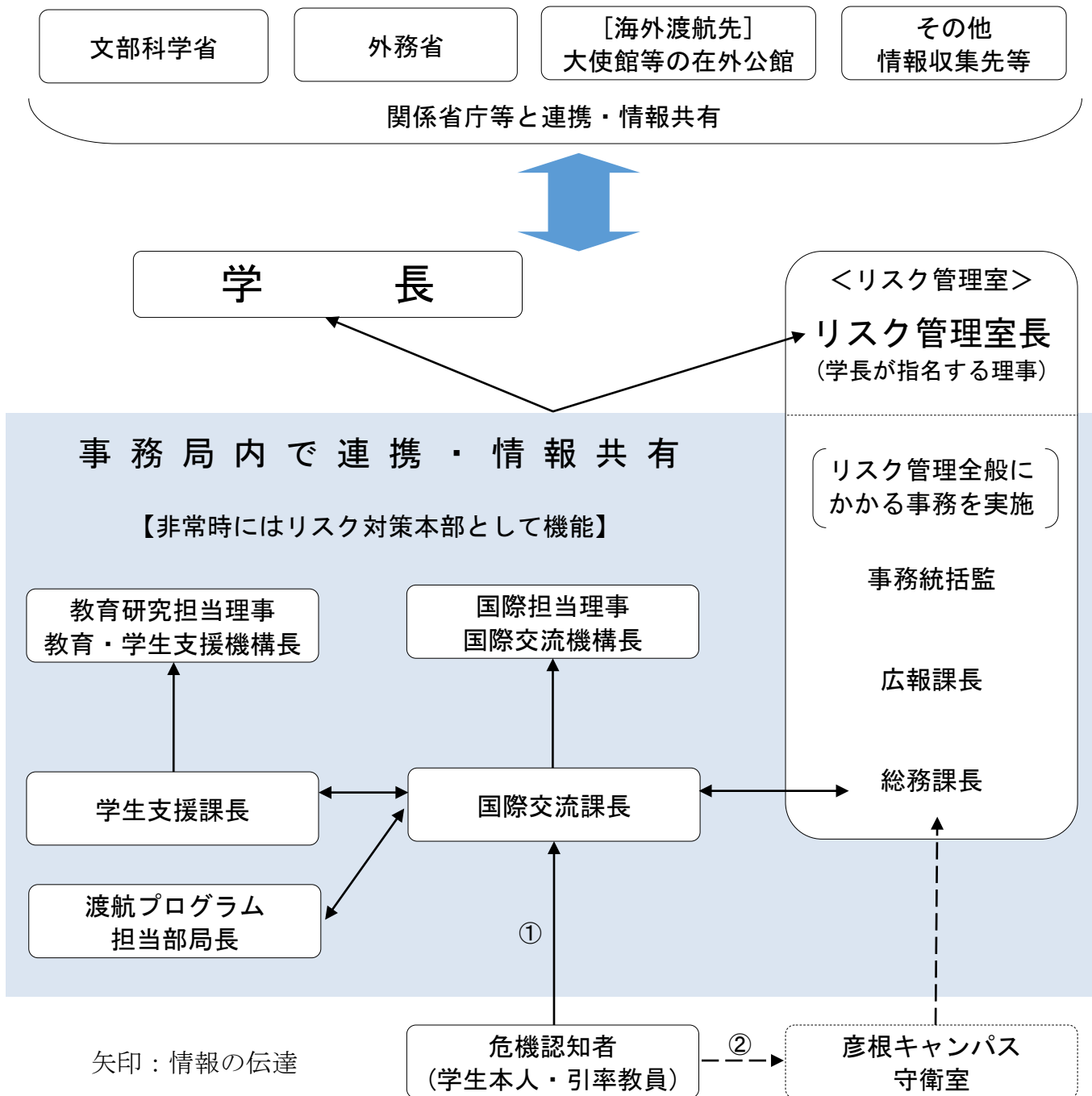
又は

国際交流課長直通：090-3353-6881 [24 時間対応]

< 上記と連絡がとれない場合 >

彦根キャンパス守衛室：0749-27-1012 [24 時間対応]

※海外から発信する場合は、番号の初めの「0」を「81」として発信してください。



※ ①危機認知者は、国際交流課長へ連絡。

②国際交流課長と連絡がとれない場合、危機認知者は、彦根キャンパス守衛室へ連絡。
守衛室職員は、滋賀大学総括緊急連絡網に定める総括連絡責任者（総務課）に連絡。
総務課より国際交流課などへ適宜情報伝達を行う。

■部局のみに係るリスク

- ・学生の海外渡航に係るリスク事象を担当する部局長が、部局のみに係るリスク事象と判断した場合、リスクの内容・対処方針・対処状況等を学長及びリスク管理室長に報告し、学長の了解を得る。
学長の了解を得た後、報告した内容に沿って、部局の構成員に指示を出し、リスクに対処する。
- ・リスク事象の担当部局長は、部局のみに係るリスク事象であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、学長に対し対策本部の設置を申し出る。
- ・リスク事象の担当部局長において、対処の判断に迷うような場合は、多方面からの情報収集を必ず行い、リスク管理室等へ判断を仰ぐこと。

2. 報告すべき危機の範囲

海外渡航中に危機を認知し、次の①～⑧のいずれかに該当する場合、前記「1. 危機の報告窓口および報告ルート」に従い、迅速に危機情報を報告してください。危機に該当するか判断の難しい場合でも、危機の予兆を過小評価せず、積極的に報告してください。

また、以下の項目に関わらず、海外渡航中になんらかの不安を感じた場合には、同様に窓口ご連絡いただいてもかまいません。

項目	報告基準
①人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に身体の傷害（ケガまた疾病で、通院を必要とする程度以上）が発生した、またはその恐れがある場合 ・本人が第三者からセクハラ・パワハラ等を受け、精神的苦痛を被った場合 ・第三者に身体の傷害（ケガまた疾病で、通院を必要とする程度以上）を負わせた場合
②物的被害	第三者に一定程度以上（目安1万円以上）の損失（直接・間接を問わず）を発生させた、またはその可能性がある場合
③マスコミ・SNSの動向	テレビ、新聞、雑誌等の媒体を問わず、マスコミやSNSにより、 <ul style="list-style-type: none"> ・本人、滋賀大学および渡航先の学校等に対する批判的内容の報道 ・事件や事故などのネガティブな事象に絡んだ文脈における滋賀大学および渡航先の学校等の露出 がなされている、またはその可能性がある場合
④警察・消防への通報	盗難や交通事故等の事件・事故に遭遇し、警察・消防へ通報を行った場合
⑤法令等への抵触	法令等へ抵触する行為を行った、またはその可能性がある場合
⑥海外旅行保険の適用	海外旅行保険の保険金を請求する可能性がある事象が発生した場合
⑦自然災害の発生	渡航先の地域において、日常生活に支障が出るような自然災害が発生した、またはその可能性がある場合
⑧政情不安・騒乱の発生	渡航先の地域において、デモ活動やテロ行為の発生等による政情不安や騒乱が発生した場合、またはその可能性がある場合

3. 危機情報の報告項目

危機の報告を行う場合は、可能な限り以下の点を踏まえて報告してください。なお、報告にあたっては、電話による口頭での報告、携帯電話のメール等による報告どちらも可とします。

- ・発生日時（または認知日時）
- ・発生場所（住所・施設名称等）
- ・危機事象の概要（何が起きたか）
- ・事故等の種類（事件・事故・盗難・物損・その他）
- ・事故等の内容（人的・物的被害の状況を含む）
- ・今後の被害等の拡大予想
- ・事故等の原因
- ・現在までの対応状況（関係機関への連絡状況含む）
- ・緊急対応を要する事項等
- ・報道の状況
- ・その他

4. 危機レベルの判定および対応体制

報告された危機情報に基づき、学生の海外渡航に係るリスク事象を担当する部局長が、全学に係るリスクか部局のみに係るリスクかを判定します。判定は、危機が及ぶ範囲や想定される影響度・損失の程度に応じて総合的に判断します。

また、危機毎の対応体制は下表を原則としますが、危機の内容や各部局で取りうる対応なども考慮の上、決定します。

危機の内容	対応する組織
危機による被害の程度や社会的影響が大きく、全学的な対応が必須と考えられる危機	全学で対応
危機による被害の程度や社会的影響は限定的だが、部局単独での対応が困難（適切な支援が必要）と考えられる危機	全学で対応
危機による被害の程度や社会的影響が限定的な危機	各部局で対応

5. 海外への派遣の判断基準

学生の海外への派遣の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断は、派遣先地域の治安情勢等の各種海外安全情報（「第9章 付録 2. 情報収集先一覧」記載の情報）を勘案し、リスク管理室長が行います。ただし、以下のようなケースに該当した場合には、原則として途中帰国や海外派遣を中止・延期します。

- ・派遣される学生の体調が著しく悪化し、海外での滞在が困難と判断される場合。
- ・派遣先の教育機関において、就学できない事象が発生した場合。

例：渡航予定先の学校が倒産した。

渡航者が退学処分となった。

- ・派遣された学生が現地にて法令に抵触する行為を行った場合。
- ・大規模な自然災害等の発生により、現地における安全確保が困難と想定される場合。

下記の判断基準は、外務省が発出する「危険情報」のレベルに応じた対応を示しています。

「危険情報」は、渡航・滞在にあたって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安を知らせるものです。対象地域ごとに4つのカテゴリによる安全対策の目安が冒頭に示され、詳細な治安情勢や具体的な安全対策などを掲載しています。

ただし、事態が刻々と変化するような状況では、危険情報の発表を待っているのは手遅れになることもあるため、滋賀大学では本情報も参考としつつ、現地からの情報等も踏まえて、派遣の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断を行います。

■海外渡航にかかる可否判断基準

外務省の「危険情報カテゴリ」		滋賀大学の方針
段階	内容	
レベル1	十分注意してください その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	注意して渡航する。
レベル2	不要不急の渡航は止めてください。 その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	渡航を延期もしくは中止する。
レベル3	渡航は止めてください。（渡航中止勧告） その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	渡航を中止する。渡航中の場合は、直ちに帰国する。
レベル4	退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告） その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	渡航を中止する。渡航中の場合は、直ちに帰国する。

第6章 海外で想定される危機とその対策

海外で発生が想定される危機について、発生した場合の影響とともに、その予防策および万が一の遭難時に、とるべき行動のポイントを次に示します。

海外渡航中は、後述のような危機発生時に備え、常に緊急連絡カード（「第9章 付録 1. 緊急時通報先一覧手持ちメモ・緊急連絡カード」に掲載）を携帯するようにしてください。事故に遭い意識不明の状態となった場合などに、周囲に皆さんの身分や所属を知らせ、スムーズな救護活動につなげられるようにするためのカードです。

1. 交通事故

途上国などの一部の国・地域では、交通環境の整備が不十分である、交通ルールが確立されていない、車両整備が徹底されていない、運転マナーが悪いといった事情があり、日本における交通ルールの感覚でいると非常に危険です。

万が一、交通事故の当事者となった場合、加害者、被害者いずれの場合も、心身ともに大変な痛手を被ることになります。加害者となった場合は、被害者への補償対応はもちろん、その国の罰則に従わなければなりません。また被害者となった場合、死亡や重度な後遺障害となる可能性があり、家族も精神的に大きなダメージをうけます。事故の相手方が無保険の場合もあり、総じて賠償レベルは日本と比べて低いため、自衛策が必要です。

(1) 予防・事前対策

絶対に自身では運転しない。研究などで自動車等での移動が必要となる場合には、必ず教職員等の指示に従い、運転手付の移動手段を確保する。

あらかじめ現地の交通ルール・交通事情を把握しておく。また、外出時はルールを遵守する。

歩行時にはなるべく歩道の内側を歩くようにし、自動車やバイク等に十分注意する（途上国などでは歩道がなかったり、道路が整備されていない地域もあるため、徒歩での外出時には常に注意を怠らない）。

(2) 緊急時の対応

とるべき対応	対応主体
引率の教職員（不在の場合は国際交流課）に連絡する。	本人 or 本人以外の学生
現地で所属している教育機関等の協力を求める。	引率の教職員等現地責任者（不在の場合は本人）
状況に応じ、現地の警察・救急に連絡する。 （学生が自身で連絡をする場合には、可能な限り現地教育機関の支援を あおぎ、現地のルールに準じて行動。）	引率の教職員等現地責任者（不在の場合は本人）
在外公館に連絡する。 *負傷した場合および加害者になった場合は特に連絡が必要	引率の教職員等現地責任者（不在の場合は本人）
保険会社に連絡する。 *被害の大小にかかわらず、事故の対応はすべて保険会社に任せる。 *事故の相手に対し補償を確約するような発言や個別交渉は避ける。	本人

2. 疾病・感染症

海外では、気候や時差、食習慣の違いなどから体調を崩す場合が多々あり、抵抗力が弱まった結果、感染症などの病気にかかりやすくなりがちです。また、衛生管理レベルの違いから飲料水や食品に起因する食中毒も多々発生しています。大抵の場合は、十分な休養や医薬品の処方により回復しますが、重篤となったり、死亡したりするケースも発生しています。

医療レベルについては、日本と同等のものは期待できない地域も多くあります。病状によっては日本へ搬送されることとなります。また、長期間の入院を余儀なくされた場合、本人だけでなく家族にも大変な負担を強いることとなります。

(1) 予防・事前対策

- ・渡航前に予め渡航先の感染症情報を把握し、必要な予防接種を受ける。また、現地で受けるべき予防接種については保健管理センター等に確認する。
- ・感染症について現地国での流行状況と予防方法を把握し、実践に努める。
 - 例：屋台等の衛生状態の悪い場所での飲食は避ける。
 - 野生の動物には近づかない。
 - 飲食店などでは氷の入った飲み物は避ける。
 - ペットボトル飲料は未開封の状態にあるか確認してから飲む。
- ・日本語が通用する、十分な医療レベルにある等条件の良い病院の所在地・連絡先をあらかじめ複数リストアップしておく（保険会社等が推奨する病院を参考にする）。
- ・既往症がある場合は、病名・症状・常用薬・搬送希望先病院等を英文で記載したメモを常に携帯する。
- ・最低限の常備薬（下痢止め、頭痛薬、消毒液等）は日本から持参する。

(2) 緊急時の対応

とるべき対応	対応主体
現地の掛かりつけ医の診断を受ける。掛かりつけ医がない場合は、保険会社の窓口連絡して病院を紹介してもらい、診察を受ける。	本人
入院治療が必要と診断された場合は、引率の教職員等の現地責任者（不在の場合は国際交流課）に連絡する。	本人
「搬送が必要」と判断された場合は、保険会社窓口連絡し搬送を手配する。	引率の教職員等現地責任者

3. 盗難・強盗

海外での日本人の事件・事故で、最も件数の多い被害の1つが盗難・強盗などの窃盗による被害です。海外に行くと、日本人は裕福かつ身の危機意識も薄いと考えられており、ターゲットとされやすいといえます。盗難は手口も多様で、銀行・両替所等から出てきたところを狙って襲撃したり、滞在先の門番やメイド等が手を組んで犯行に及ぶケース、空港で現地ガイドのフリをしてターゲットに近づくケースなど、様々報告されています。

また、強盗の場合は、ナイフで脅す、首を絞めるなど凶悪な手段を用いるケースが多く、場合によっては生命の危機に瀕したり、怪我による後遺症が残ってしまうケースも発生しています。

(1) 予防・事前対策

- ・外出の際は、目立つ服装を避け、新品・華やかな装飾品等は身につけない。
- ・一人歩きはなるべく避け、見知らぬ人に親切に話しかけられても安易に信用しない。銀行を利用した後や、空港に到着した直後などは特に見知らぬ人物とは接しないようにする。
- ・多額の現金は持ち歩かない。貴重品は分散させて携帯するようにする。
- ・リュックサックや間口の広いバックは被害に遭いやすいので使用を避け、鍵のついているものや間口が完全に閉まるものを選ぶようにする。また、目が届くよう体の前側に掛かるように携行する。
- ・携行品補償付の海外旅行保険に加入する。
- ・治安の悪い地域や強盗が頻発する地域を事前に特定・反映した地図を作成しておく。外出する際は公共交通機関・タクシー・徒歩のいずれの場合でも危険な地域をコースに含めない。
- ・毎日同じ時間帯に同じコースを歩くなど、生活パターンを予測される行動は控える。

(2) 緊急時の対応

とるべき対応	対応主体
<p>引率の教職員（不在の場合は国際交流課）に報告する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>もしも強盗に襲われた場合には…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強盗に遭遇したら、声を上げず、抵抗せず、指示に従う（抵抗すると犯人が逆上し、より危険になる可能性あり）。 ・金品を要求してきた場合、落ち着いて一定額を渡す。 ・犯人が立ち去り周囲の安全が確認できるまで、声を上げたり、騒いだりしない。犯人が立ち去った後に引率の教職員（不在の場合は国際交流課）等に連絡する。 </div>	本人
<p>盗難に気づいた際には、所轄の警察当局に被害届を提出する。 あわせて事故証明書の発行を依頼する（保険金を請求する際に必要）。</p>	引率の教職員等現地責任者 （不在の場合は本人）
<p>保険会社に連絡をとり、必要に応じて請求手続きを行う。</p>	本人
<p>盗難されたものに応じた対応を実施。</p> <p>例 1) パスポートの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察署でパスポートの紛失・盗難の届け出を行い、同届出を行ったことを立証する書類を発行してもらう。 ・在外公館に届け出て、帰国のための渡航書若しくは新規でパスポートの申請を行う。この際、上記の証明書、証明写真1枚（縦4.5cm×横3.5cm）、日本国籍があることを証明できる書類が必要となる。 ・渡航書は必要書類がそろっていれば当日または翌日以降に発行。パスポートは発行までに1週間程度要す。 <p>例 2) クレジットカードの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード会社に電話し、カードの差し止め手続きを行う。 ・必要に応じて暫定カードを発行してもらう（手数料がかかるケースあり）。 <p>例 3) 携帯電話の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話会社の専用窓口で連絡をし、通話停止の手続きを行う。 	本人

4. 誘拐

日本人を狙った誘拐事件はこれまでも多数発生しており、長時間の拘束状態により精神的にも身体的にも深刻な影響を受けたり、殺害される事態も発生しています。

日本にいる家族も事件が解決するまでの間、極度の緊張状態に置かれることとなり、精神的な苦痛は計り知れません。

(1) 予防・事前対策

- ・行動を予測されるのを避けるため、通学や買い物等のルートを随時変更する。
- ・行動予定を身近な人以外には知らせない。
- ・予兆を見逃さない。不審な電話、人・車による尾行等のおそれを感じた場合は、引率の教職員等現地責任者や必要に応じて警察・在外公館に相談する。

(2) 緊急時の対応

とるべき対応	対応主体
万が一、誘拐・拉致された場合は、無用な抵抗は絶対にせず冷静に対応する。実行犯との間に人間関係を築くよう努める。	本人
誘拐・拉致の発生連絡を受けた場合、直ちに緊急時の通報・連絡体制に基づいて連絡する。	連絡を受けたもの

5. デモ・暴動、テロ

局地的・小規模なデモであっても、インターネット等を使った呼びかけにより急速に拡大するケースが増えています。当局によって統制されるはずのデモであっても一部が暴徒化し、破壊・略奪行為を行うケースが頻発しています。

また、テロ行為については、これまで安全とされてきた地域を含めテロ事件等の発生が懸念される地域は拡大しています。近年では、公共交通機関やホテルなどの施設で爆弾テロが発生する例が増えています。特に外国企業や外国人は格好のターゲットとなりやすい傾向があります。

(1) 予防・事前対策

- ・関連情報の収集に努める。滞在国内の情勢に加えて、政治・宗教的な記念日や重要イベント、国際情勢等にも注意を払う。特に、在外公館からの連絡が随時受信可能な環境にしておく。
- ・情報を基に、破壊や略奪行為等が予想される、人が多い場所に不用意に近寄らない。
例：外国人の多いホテル・レストラン・観光地、繁華街、大規模なイベント実施会場（宗教・政治など）、公共交通機関（駅・空港・バスターミナル）、政府・軍の関連施設
- ・駅や空港等を利用する場合は、不審な人物やモノに細心の注意を払う。
- ・デモが激化し、しばらく外出できなくなる場合に備え、水や保存食、日用品等を滞在先に備蓄しておく。
- ・常に連絡が取れるよう、携帯電話を充電された状態にしておく。

(2) 緊急時の対応

とるべき対応	対応主体
暴動やテロ等のうわさや発生の一報を受けた場合は、暴動や人ごみを避け、帰宅若しくはセキュリティの高い場所（大規模ホテル、在外公館等）に避難する。	本人
安全を確保してから、引率の教職員（不在の場合は所属する部局）に連絡する。	本人
在外公館に連絡し、避難状況等の報告を行い、今後の対処について指示を仰ぐ。	引率の教職員等現地責任者（不在の場合は本人）
独断では行動せず、引率の教職員等の指示に従い対処する。	本人

6. 自然災害

自然災害は、地震、噴火、土砂災害、風水雪災（台風、集中豪雨、洪水、大雪、雷）等があげられます。日本においてはこれらの自然災害に対して、国や自治体、企業等により一定の対策が講じられていますが、海外では対策が必ずしも十分とはいえないケースが多く、被害がより甚大となる傾向があります。

自然災害は、発生時期や時間帯、発生地域、規模によって、被害の大きさや復旧までの期間が異なりますが、巻き込まれた結果、死亡または重傷を負う恐れがあります。また、発災中や直後から1週間程度は、外部と連絡が取りづらくなったり、物資の供給が十分に及ばなくなったりすることも予想されます。

(1) 予防・事前対策

- ・日ごろから、滞在国・地域での過去の発生事例等に基づいて、発生可能性のある自然災害を把握しておく。
- ・在外公館等を通じて、災害発生時の現地国政府の対応や在外公館の支援体制等について情報収集しておく。
- ・しばらく外出できなくなった場合に備え、水や保存食、日用品等を滞在先に備蓄しておく。
- ・常に連絡が取れるよう、携帯電話を充電された状態にしておく。

(2) 緊急時の対応

とるべき対応	対応主体
自然災害が発生した場合は、直ちに安全な場所に避難する。	本人
安全な場所に避難した後、現状を引率の教職員（不在の場合は国際交流課）へ報告する。	本人
在外公館に連絡し、避難状況等の報告を行い、今後の対処について指示を仰ぐ。	引率の教職員等現地責任者（不在の場合は本人）
独断では行動せず、引率の教職員等の指示に従い対処する。	本人

(3) 引率の教職員に危機が発生した場合の対応

引率の教職員になんらかの危機が発生し、職務を離脱せざるをえない状況に陥った場合は、各自の所属する部局若しくは国際交流課（第5章 緊急時の通報・連絡体制 1. 危機の報告窓口および報告ルート）に連絡し、指示を仰いでください。滋賀大学からの指示があるまでは自己判断での行動は避けてください。

(4) 逮捕・拘禁された場合の対応

外国では、習慣やタブーについて日本とは考え方が異なる場合が少なくありません。注意不足や軽い気持ちであっても、禁止行為や違法行為と判断され逮捕など厳しい処分がなされる場合があります。滞在する国の法律や習慣をしっかりと確認し、犯罪者や加害者にならないように努めることが第一ですが、万が一、逮捕・拘禁されたときに現地で相談できるのは、日本大使館や総領事館です。日本大使館や総領事館に連絡を希望する旨の意思表示をしましょう。

第7章 家族の心構え

1. 出発前

(1) 連絡方法を確立し、連絡先やスケジュールを共有する

緊急時に備え、直接連絡が取れる方法（例：携帯電話など）を確立し、渡航先の大学や、滞在先の宿舎等の連絡先を把握しておく必要があります。なお、日本国内と同じ感覚で海外でスマートフォンを利用すると、高額な請求をされますので、注意が必要です。家族間で経済的な方法で定期的に連絡することを予め決めておき、スケジュールを共有することが望ましいといえます。

(2) 渡航先の危険への対処について話し合う

渡航先で想定される危険と、その危険に対してどのような予防策が有効か、また実際に危機が発生した場合にはどのような行動をとるべきか等について家族で話し合い、危機への対応方法について相互に理解を深めておく必要があります。

(3) 保険の補償内容の把握

保険の補償内容を確認し、補償対象の事由と免責事由を確認しておく必要があります。

2. 渡航中

(1) 平常時の心構え・行動

① 定期的に連絡をとる

留学中の近況を把握するために、定期的に連絡をとっておく必要があります。旅行などで一時的に渡航先の宿舎等を離れる場合は、行き先や滞在先を把握しておきます。最近では、留学している子供を装った「オレオレ詐欺」も発生しています。

② 定期的に渡航先の国や地域の危険情報を収集する

信頼できる情報源から定期的に危険情報を収集し、その上で想定されうる危険を把握し、必要に応じて共有することが望ましいといえます。情報源については、「第9章 付録 2. 情報収集先一覧」を参照してください。

(2) 緊急時の心構え・行動

① 基本的な心構え

平静を保ち、不確実な情報に惑わされないようにする必要があります。大学や警察、外務省からの連絡・指示を待ち、むやみな行動は控える必要があります。

② 情報の把握

「第9章 付録 2. 情報収集先一覧」に記載した情報源等から正確な情報を把握する必要があります。

③ 大学への連絡・照会

留学中の学生本人から、何らかのトラブルに巻き込まれた旨の連絡があった場合は、速やかに大学の緊急連絡窓口へ連絡します。

滋賀大学国際交流課

代表：0749 - 27 - 1430 [平日 8 : 45 ~ 17 : 30 の間 (日本時間)]

E-mail : kokusai@biwako.shiga-u.ac.jp

又は

国際交流課長直通：090-3353-6881 [24 時間対応]

<上記と連絡がとれない場合>

彦根キャンパス守衛室：0749-27-1012 [24 時間対応]

④ 安否確認

子供の渡航先で自然災害やテロなどの危機が発生し、所在や安否が確認できない場合は、まず子供の滞在先などに連絡し、所在や安否の確認を行います。それでも確認が取れない場合は、大学の緊急連絡窓口に連絡し、その後の対応方法についての連絡や指示を仰ぎます。

第8章 帰国時の対応

1. 帰国時の留意点

現地での生活を終えて帰国することとなりますが、帰国に際して行うべきことは多々あります。また、生活環境も大きく変化するため、心身ともに一定の負荷がかかります。ここでは、帰国に際しての留意点を記載します。

(1) 関係者への挨拶・連絡

お世話になったホストファミリーや関係者にお礼の挨拶をしておきましょう。区切りとしてしっかりと感謝を伝え、お別れの挨拶をすることは、今後の信頼関係を育てていくためにも大切です。留学経験を振り返り、きちんと謝意を伝えましょう。

(2) ビザや在留資格に関する手続き

留学の場合、留学を終えて帰国する際は、在留管理上何らかの手続きが必要になる場合があります。その手続きを怠ると、再度その国に入国する際、問題が生じることがあります。国によって異なりますので、帰国前は必ず留学先機関に報告し、指導に従ってください。

(3) 在外公館での手続き

渡航時に在外公館に在留届を提出した場合、帰国時には「帰国届」の届出が必要になります。届出方法については、在留届の届出方法（インターネットでの電子届出または書類での届出）により異なります。「第4章 渡航直後の実施事項 3. 外務省関係手続き」を参照してください。

(4) 現地で開設した各種サービスの閉鎖・解約

現地で開設した銀行口座は、口座維持手数料が発生することもあるので解約しておく必要があります。ただし、渡航先教育機関から、清算用に口座を残しておくよう指示された場合は、従ってください。また、もし電話や電気、ガス、水道などを契約していた場合は、清算・解約をきちんと行っておくようにしてください。これらの手続きには時間を要する場合がありますので、期間に余裕を持って行ってください。

2. 帰国時の健康管理

(1) 帰国後の体調不良時への対応

① 大学への報告

帰国時若しくは帰国後に体調不良を感じた場合は、引率の教職員（不在の場合は渡航プログラム担当部局）に報告してください。

② 検疫所への相談

帰国時に異常があれば、検疫所の健康相談室に相談する方法があります。また、帰国後、数日してから体調が悪くなることがあります。検疫所では帰国後の健康相談も行っているので、「第9章 付録 2. 情報収集先一覧」を参照し、最寄りの検疫所に相談してください。

(2) 医療機関での受診

海外渡航、特に発展途上国に渡航した後、少なくとも6ヶ月の間は、渡航関連の感染症が生じる可能性があります。医療機関にかかる際には、必ず海外渡航したことを教えてください。

デング熱等による症状は、ほぼ帰国後3週間以内にみられますが、マラリアなどの寄生虫による感染症や、一部の細菌による感染症の症状は、数週間から数か月あるいは数年たってから生じることもあります。

①発熱

帰国した渡航者にみられる発熱の場合、重大な感染症から生じている可能性があります。特に、マラリアやデング熱の流行地域から帰国し発熱がみられる場合には、必ず医療機関にかかってください。マラリア、中でも熱帯熱マラリアは急速に悪化することがあります。

②下痢

帰国してからも下痢の症状がおさまらない場合には、ジアルジア症（ランブル鞭毛虫症）やアメーバ赤痢といった寄生虫による感染症も考えられます。放置すると内臓に問題を起こす場合もありますので、原因をしっかりと調べてもらうことが重要です。

③皮膚の異常

皮膚の異常も渡航後によくみられる症状です。発熱も同時にみられる場合、何らかの感染症をともなっていることが多く、速やかに医療機関を受診する必要があります。

海外渡航後の体調不良には、思わぬ感染症が潜んでいる可能性があります。早めに医療機関を受診しましょう。医療機関の受診にあたっては、症状に加えて次の情報を整理しておき、医師に伝えましょう。

・ 渡航先	・ 渡航期間
・ 渡航中の行動	・ 宿泊先の状況（虫除け対策ができていたか）
・ 渡航前の予防接種	・ 渡航の目的

(3) リエントリーショックへの対応

リエントリーショックとは、異国の文化に順応した後に帰国し、再度自国の文化に触れた際に感じるもので、渡航中に発生するカルチャーショックが帰国後に発生するというものです。対処方法は個人で異なりますが、まずは、こうした症状が帰国時にはつきものだということを把握することが必要です。

また、同じように渡航先から帰国した人と話をすることも有効な対処法です。同じような体験をして、さらに帰国後のストレスを同じように感じている相手との会話は、お互いに救われるところがあるでしょう。渡航経験を振り返り、より多くの気づきを得るためにも、そのような機会を積極的に見つけて活用してください。

3. 帰国時の大学での手続き

帰国時には、渡航プログラム担当部局へ帰国した旨を報告してください。

第9章 付録

1. 緊急時通報先一覧手持ちメモ・緊急連絡カード
2. 情報収集先一覧
3. 渡航前チェックリスト・持ち物リスト
4. 住居の安全点検用チェックリスト

1. 緊急時通報先一覧手持ちメモ・緊急連絡カード

連絡先名		電話番号・メールアドレス	備考
滋賀大学	国際交流課	TEL 0749-27-1430 FAX 0749-27-7527 E-Mail kokusai@biwako.shiga-u.ac.jp	又は 090-3353-6881 (国際交流課長)
	渡航プログラム 担当部局	TEL FAX E-Mail	
	引率教職員		
渡航先の施設 (留学先大学、宿 泊先など)			
現地警察			
現地病院 (救急)			
管轄の日本大使 館・領事館			
保険会社			

緊急連絡カード

Emergency Contact Card	Emergency Contact Card
氏名/Name in Japanese: ローマ字氏名/Name in Latin Alphabet: 生年月日/Date of Birth: 旅券番号/Passport Number: 国籍/Nationality : 血液型/Blood Type: A B O AB (Rh + -) アレルギー/Allergies: 既往症/Previous Illness:	<現地緊急連絡先 (Local Contact) > *引率者がいる場合に記入 担当/Contact Person: 電話番号/Phone Number: 滞在先/Place of Stay <日本国内緊急連絡先 (Contact in Japan) > 国立大学法人滋賀大学 国際交流課 The Office of International Division Shiga University Phone 81-749-27-1430 E-mail kokusai@biwako.shiga-u.ac.jp
Shiga University	Shiga University

※必要事項を記入し、印刷後、切り取って、真ん中の線で二つ折りにしてください。
 ※財布・カード入れなどに入れて常時携帯しましょう。
 ※ラミネート加工などすると便利です。

2. 情報収集先一覧

■国内や渡航先で利用できる情報源

情報源と入手可能な情報、入手方法		情報の概要・特徴	情報の種類				
			安全	健康	生活	その他	
外務省	海外安全ホームページ	ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/ http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html / (スマホ版)	国・地域別の危険情報や、安全確保上の参考情報	○	○		
	海外安全情報配信サービス	たびレジ登録 http://www.ezairyu.mofa.go.jp/	最新の渡航関連情報	○	○		
	在外公館	ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html メールマガジン 在外公館のHP(↑)で大使館・領事館毎に個別に登録する	当該在外公館が管轄する国や地域のニュース	○	○	○	○
	在外公館医務官情報 (世界の医療事情)	ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/	世界各国の医療事情		○		
厚生労働省	海外渡航者のための感染症情報	ホームページ http://www.forth.go.jp/	海外で流行している感染症の情報		○		
	厚生労働省検疫所所在地一覧	ホームページ http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html	検疫所一覧 (各検疫所には健康相談室があり、帰国後の健康相談が可能。)		○		

■渡航先で利用できる情報源

留学先大学	照会方法： 面談、電話、電子メール、FAX など 情報入手方法： ホームページ、発行するメールマガジン、情報誌 など
在外公館	
日本人会	
日本人学校	
行政当局(警察や消防など)	
日系メディア現地支局	
各メディア	テレビ、新聞、ラジオ、ホームページなど

3. 渡航前チェックリスト・持ち物リスト

渡航前チェックリスト

			チェック
渡航前	1	パスポートの有効期限・査証欄の余白は十分か	
	2	ビザは必要ないか	
	3	予防注射は必要か（数ヶ月前から必要なものもあり）	
	4	海外旅行保険に加入したか	
	5	大学での渡航手続きをしたか	
	6	健康診断は受けたか（必要な医薬品の処方を受けたか）	
	7	実家や関係者へ渡航中の緊急連絡先を知らせたか	
	8	定期的に発生する支払い（家賃等）を済ませたか	
	9	空港への交通手段を確保したか（国内） 現地空港から宿泊先への交通手段を確保したか（現地）	
渡航当日	10	ガス・電気・水道の元栓の確認	
	11	部屋の施錠	
	12	パスポート、現金、航空券を持ったか	

持ち物リスト

内容		備考	
スーツケース など	預荷物	施錠できるスーツケース（TSA ロック付スーツケースを推奨） リュックサックの場合は施錠の工夫をする	一般的に航空機への預け荷物の制限重量はエコノミークラスで23kg×2個までですが1個の場合もあります。事前に利用する航空会社の規定を確認しておきましょう。また、大型のスーツケースは、それ自体が5kgほどになるので、中型のものが望ましいでしょう。 重量をオーバーすると、追加料金を取られることがあります。
	機内持込荷物	キャリーバッグやボストンバッグなど、3辺の和が115cmを超えない手荷物1個	一般的に、持込荷物重量は10kgまで。これに加えて、厚みが15cmを超えないハンドバッグ、ノートパソコン、アッタシュケースなどの身の回り品1個の持ち込みが許されます。
大切な書類など	海外旅行保険証券		家族や留守宅に写しを保管します。
	パスポート		紛失時の再発行に備えてコピーを取っておきます。
	航空券		紛失時の再発行に備えてコピーを取っておきます。
	旅程表		コピーした書類、旅程表などはクリアファイルに入れておくと便利です。
	研修資料		
	顔写真		パスポートなどの紛失に備えます。
その他 (必要に応じて)	(例：アメリカ) I-20 (入学許可書)、学生ビザ、留学先の連絡先など。		入国時に必要な書類を確認しておきましょう。また、現地での滞在先の住所や派遣先担当者、送迎サービスの連絡先なども忘れずに持参してください。
お金	現金（日本円、米ドルなど）		現地通貨という選択肢がありますが、必要経費を参照し、最小限必要な額を持ちましょう。
	クレジットカード		
衣類・日用品	夏季の場合の一例 シャツ（襟付きの半袖、薄手の長袖）、長ズボン、Tシャツ、薄手のセーター、半ズボン、下着、靴下、靴、スリッパ、帽子、洗面具（タオル、歯ブラシ・歯磨き粉、石鹸、シャンプーなど）、パジャマ		ドレスコード：研修先の大学等を訪問するときは、TPOをわきまえた服装を選びましょう。また、宗教施設を訪問する際には、過度に肌を露出する服は避け、その宗教に敬意を示す態度を心がけましょう。 ※着替えは、現地の気候に合わせて準備しましょう。
健康・衛生	一般薬（胃腸薬・頭痛薬・風邪薬・目薬・かゆみ止め・下痢止めなど）、絆創膏、体温計、防虫剤（できれば、ウェットティッシュタイプか噴霧式/ガス入りスプレーは不可）、リップクリーム、日焼け止めクリーム、爪切り、耳かき、ビタミン剤など		
小物	カメラ（デジカメの場合は、替電池・充電器などの準備も必要。充電器は100-220V対応のものかを確認のこと）渡航先のコンセントの形状に合った変換アダプター、時計、ノート、筆記用具（鉛筆、3色ボールペンなど）、地図、小型ダイヤル錠、細いロープ・紐（洗濯物の部屋干しに便利）、レインコート、折りたたみ傘、個人の嗜好品など（非常食・キャンディー、味噌汁・スープ、文庫本など）		

4. 住居の安全点検用チェックリスト

住居の安全点検用チェックリスト

ホームステイ先やホテルなど居住する周辺の環境に関して、次のチェックリストで該当する項目がある場合は、安全上問題がある可能性があります。極力是正するよう努めてください。

	チェック項目		評価	是正例
1	立地	住居から通学・買い物のルート上に治安の悪い地域、軍・政府の施設等がある。		遠回りでも安全なルートを複数設定する。
2		周辺地域での犯罪発生事例を把握していない。		現地メディア、邦人コミュニティ等情報ソースを確保する。
3	情報	近隣住民と交流がない。		学校や地域活動等をきっかけに交流をもつ。
4		警察、救急、病院、日本大使館等の連絡先を知らない。		通常時より確認しておく。
5		外来者が直接玄関や窓付近までたどり着くことができる。		極力、外壁・オートロックがあり、警備員の常駐する住居を選ぶ。
6		トイレ・キッチンの小窓等、侵入が可能な場所がある。		カギ・鉄格子等を設置する。
7	設備・構造	防火器具がない。		消火器・バケツ等を複数用意する。
8		玄関ドアが木製で、カギもひとつのみである。		ドアの強度を高めるとともに、複数のカギをつける。
9		警報装置を設置していない。		ドア・窓からの侵入防止対策を講じる。センサー付照明等も有効。
10		セキュリティサービスを受けていない。		警報装置とともに検討する。
11		貴重品を保管するための金庫等がない。		複数用意するのが望ましい。
12	非常時の備え	通学・買い物の時間が毎日ほぼ決まっている。		定期的に時間・ルートを見直す。
13		緊急時に備えた準備は特段していない。		水・非常食・燃料・ラジオ等の用意をする。
14		防犯対策が不十分である。		電話で先に名乗らない、チェーンロックなしにドアを開けない等基本動作を確認する。